# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書	

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名寄市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正な使用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

### 評価実施機関名

北海道名寄市長

#### 公表日

令和6年6月30日

[平成31年1月 様式2]

#### 阻油桂恕

<u> </u>						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	建康増進事業に関する事務					
②事務の概要	健康増進法の規定に則り、健康診査情報の管理、統計報告書資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・健康増進事業の実施対象者の把握 ・健康増進法施行規則第4条の2に定める事業					
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル名						
健康管理情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	·番号法第9条第1項別表第101項 ·健康增進法第17条等					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	·番号法第19条第8項別表第101項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部保健センター					
②所属長の役職名	保健センター所長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	〒096-8686 北海道名寄市大通南1丁目1番地 名寄市総務部総務課(電話01654-3-2111)					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒096-0032 北海道名寄市西2条北5丁目 名寄市健康福祉部保健センター(電話01654-2-1486)					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年6月30日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	<b>合和6年6月30日 時点</b>				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎	項目評価語	書 ]		2) 基礎耳	支> 項目評価書 項目評価書及び重り 項目評価書及び全り	点項目評価書 項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分7	力を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分7	力を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分7	力を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分で	力を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	2) 十分7	力を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(	入手) [ ] ]	接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	2) 十分 <sup>7</sup> 3) 課題 <i>f</i>	カを入れている である が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	]	十分である	]	2) 十分7	力を入れている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	2) 十分で	力を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[ ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	2) 十分(	支> カを入れて行ってい こ行っている こ行っていない	 გ		

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I -5	所長 廣嶋 淳一	所長 後藤 裕子	事後	
令和1年6月28日	-1 平成26年12月31日 時点		平成31年6月28日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2	平成26年12月31日 時点	平成31年6月28日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV — 1	記載なし	基礎項目評価書	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV −2	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IA-3	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV-4	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV-5	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV-6	記載なし		事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV - 7	記載なし		事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV-8	記載なし	内部監査	事前	新様式Ⅳへの対応
令和1年6月28日	IV-9	記載なし	十分である	事前	新様式Ⅳへの対応
令和4年3月10日	Ⅰ−1 事務の概要	記載なし	・健康増進法施行規則第4条の2に定める事業	事前	
令和4年3月10日	I-4 実施の有無	未定	実施する	事前	
令和4年3月10日	I-4 法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条別表第二第102の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第50条	事前	
令和4年3月10日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和4年3月10日	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和4年3月10日	事後	
令和4年3月10日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和4年3月10日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和4年7月22日	I -5	所長 後藤 裕子	所長 倉澤 富美子	事後	
令和5年6月30日	I -5	所長 倉澤 富美子	保健センター所長	事後	
令和6年6月30日	I -3	·番号法第9条第1項別表第一第76項 ·健康増進法第17条等	·番号法第9条第1項別表第101項 ·健康増進法第17条等	事後	法令改正への対応
令和6年6月30日	I -4 ②	番号法第19条別表第二第102の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	番号法第19条第8号別表第101項	事後	法令改正への対応
令和6年6月30日	Ⅱ -1	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	
令和6年6月30日	II -2	令和5年6月30日時点	令和6年6月30日時点	事後	